

社会的企業と大企業等との共創事業の実施業務に関する選定委員会要領

(目的)

第1条 社会的企業と大企業等との共創事業の実施業務に関する委託について、公募型プロポーザルを実施するため、社会的企業と大企業等との共創事業の実施業務に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催する。

(構成)

第2条 選定委員会は、産業観光局スタートアップ・産学連携推進室内のスタートアップ支援担当部長、グローバル・スタートアップ課長、スタートアップ支援推進課長で構成する。

2 選定委員会の委員長は、産業観光局スタートアップ・産学連携推進室スタートアップ支援担当部長とし、副委員長を、同室グローバル・スタートアップ課長とする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 第1項に構成する委員に欠員が生じた場合は、同室ソーシャル・イノベーション創出支援係長を追加する。

(審査)

第3条 選定委員会の委員は、次の各号に掲げる事項に対し、審査を行う。

(1) 社会的企業と大企業等との共創事業の実施業務受託事業者の選定に関する評価による委託事業者の審査に関する事項

(2) その他必要な事項

(招集)

第4条 選定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を選定委員会に出席させ、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員の責務)

第5条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公開してはならない。

(事務局)

第6条 選定委員会の事務は、産業観光局スタートアップ・産学連携推進室において行う。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、委託事業者の選定をもって廃止する。